

播磨町建設工事等最低制限価格制度に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、播磨町が競争入札(以下「入札」という。)により建設工事等の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。「以下施行令」という。)第167条の10第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を落札者とするか否かを決定する基準を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度を適用することができる契約は、原則として設計金額が130万円を超える工事等の契約を、一般競争入札又は指名競争入札の方法により締結しようとする契約とする。

(低入札基準価格及び最低制限価格)

第3条 第1条に定める落札者とするか否かを決定する基準は、低入札基準価格及び最低制限価格とする。

(低入札基準価格)

第4条 低入札基準価格は、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合の基準となる価格を、予定価格の基礎となる設計書等に基づき算出した額とする。

(最低制限価格)

第5条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格を平均した数値に10分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前条の規定にかかわらず、有効な入札参加者が1者の場合は、低入札基準価格に10分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)をもって最低制限価格とする。

(適用方法)

第6条 低入札基準価格及び最低制限価格の適用方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。

(2) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。

(3) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格未満の場合は、当該入札者を失格者とする。

- 2 前条第3号に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）に対して、前項の規定を適用し、次順位者が落札者となるまで繰り返し準用する。
（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
（播磨町建設工事最低制限価格制度試行に関する事務取扱要領の廃止）
- 2 播磨町建設工事最低制限価格制度試行に関する事務取扱要領は、廃止する。